

議案第5号

木津川市公営住宅整備基準条例の一部改正について

木津川市公営住宅整備基準条例（平成24年木津川市条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

公営住宅に限らず、全ての市営住宅に本条例を適用できるようにするために、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市公営住宅整備基準条例の一部を改正する条例（案）

木津川市公営住宅整備基準条例（平成24年木津川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>木津川市<u>市</u>営住宅整備基準条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市</u>営住宅及び共同施設（以下「<u>市</u>営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。 （健全な地域社会の形成）</p> <p>第3条 <u>市</u>営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。 （良好な居住環境の確保）</p> <p>第4条 <u>市</u>営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。 （費用の縮減への配慮）</p> <p>第5条 <u>市</u>営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐</p>	<p>木津川市<u>公</u>営住宅整備基準条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公</u>営住宅及び共同施設（以下「<u>公</u>営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。 （健全な地域社会の形成）</p> <p>第3条 <u>公</u>営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。 （良好な居住環境の確保）</p> <p>第4条 <u>公</u>営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。 （費用の縮減への配慮）</p> <p>第5条 <u>公</u>営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐</p>

久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第6条 市営住宅等の敷地 (以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(住戸の基準)

第10条 市営住宅の一戸の床面積の合計 (共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けるこ

久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第6条 公営住宅等の敷地 (以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(住戸の基準)

第10条 公営住宅の一戸の床面積の合計 (共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けるこ

<p>とを要しない。</p> <p>3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。</p> <p>(共用部分)</p> <p>第12条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</p>	<p>とを要しない。</p> <p>3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。</p> <p>(共用部分)</p> <p>第12条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第5号 木津川市公営住宅整備基準条例の一部改正について	
担 当 課	施設整備課 住宅係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	公営住宅に限らず、全ての市営住宅に本条例を適用できるようにするため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準の改正（令和4年4月1日）に伴い、市基準の改正を検討（木津川市公営住宅整備基準条例施行規則の改正検討） ・全ての市営住宅への適用を検討（令和4年度） ・木津川市営住宅管理審議会で本案のとおり承認の答申（令和5年1月25日） 	
市民参加の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・木津川市営住宅管理審議会に諮問	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施 策	② 住宅 ア. 豊かで安心できる住宅セーフティネットの形成
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	本条例は、「健康で文化的な生活を営むに足る住宅」を整備するために、一定水準の品質と性能に関する基準を定めたものであり、今回の改正を行うことで、交付金等を活用し、全ての市営住宅がこの基準を満たした住宅整備を行うことができます。	